

新しい元号は

「平成」です

◇ 元号法第一項の規定に基づき新しい元号が、政令で1月8日から「平成（へいせい）」と改められました。

市では、公的機関として従来から原則的に元号を使用してきました。今後、窓口業務の届出用紙等についても原則として新元号を使用することになりましたので、市民の皆さんのお理解と御協力をお願いします。 ◇

お早目に 所得税・市県民税の申告

昭和63年分の所得税確定申告、贈与税、事業税、市県民税の申告時期になりました。

申告期限はいずれも3月15日(水)です。この期限におくれたり、内容が違っていたりしますと、本税のほかに加算税や延滞税などの余分な税金がかかりますので十分に御注意ください。また、申告期限が間近になりますと、申告会場は大変混雑しますのでお早目に申告してください。

なお、確定申告をした人は、市県民税、事業税の申告をする必要はありません。

確定申告の相談で税務署へお出かけの際には、売上金額、仕入金額、必要経費などを項目別に集計した帳簿書類等をそろえて来てください。

なお、収支内訳書はできる限り記入しておいてください。

帳簿書類等を
持参してください

納税証明の申請は：

税務署から発行する納税証明は所得税の申告期間中、窓口が大変混雑しますので、申請は2月中旬までか、4月以降にするよう御協力ください。

ただし、年七・三パーセントの利子税がかかります。

納税の期限は3月十五日です。納税には便利な口座振替を御利用ください。また、税金の還付は金融機関（郵便局を除く）の預金口座への振込制度を御利用ください。なお、申告はしたけれど、税金を一時に納めることが困難な場合には、納める税金の二分の一以上を三月十五日までに納めますと、残りの税金は五月三十一日まで延納することができます。延納制度があります。

**所得税の納税は
口座振替で**

昭和六十三年分の所得税の納税証明が必要な人は、「確定申告書の控」と「第三期分納税の領収書」を持参してください。